

調査対象及び調査事項

外国語会話教授業、教養・技能教授業(外国語会話教授業を除く)について

1. 調査対象

(1) **外国語会話教授業の調査対象**は、英会話教室(各種学校でないもの)、外国語教室(各種学校でないもの)などの外国語会話の教授を行う事業所(教室)である。

(2) **教養・技能教授業(外国語会話教授業を除く)の調査対象**は、教養・技能の教授を行う下記の事業所(教室)などである。

①音楽教授業

音楽教室、ピアノ教授所、バイオリン教授所、エレクトーン教授所、ギター教授所、三味線教授所、琴教授所、尺八教授所、声楽教授所、歌謡教室、カラオケ教室、長唄指南所など

②書道教授業

書道教室、書道教授所など

③生花・茶道教授業

生花教室、生花教授所、華道教室、茶道教授所など

④そろばん教授業

珠算教室、そろばん教室、そろばん教授所、そろばん塾(各種学校でないもの)など

⑤スポーツ・健康教授業

スイミングスクール、体操教室、ゴルフスクール、柔道教室、武道の道場(教授しているもの)、ヨガ教室、エアロビクス教室など

⑥その他の教養・技能教授業

囲碁教室、編物教室、着付教室、料理教室、絵画教室、日舞教室、タップダンス教室、カルチャーセンター、幼児教室(幼児向け受験など)など

ただし、幼児を対象とするものであっても①～⑤に該当する教授業は、①～⑤のいずれかに区分される。

(3) 次のような業務を行う事業所は、**「外国語会話教授業」「教養・技能教授業(外国語会話教授業を除く)」の調査対象としない。**

①各種学校(学校教育法による学校教育に類する教育を行う事業所)、専修学校(職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し又は教養の向上を図るための教育を行う事業所)

例えば、

音楽学校であって「各種学校」または「専修学校」のもの

料理学校であって「各種学校」または「専修学校」のもの

→「小分類817－専修学校、各種学校」

外国語学校であって「各種学校」または「専修学校」のもの

自動車教習所であって「各種学校」または「専修学校」のもの など

②フィットネスクラブ 「小分類804－スポーツ施設提供業」

③自動車教習所(各種学校でないもの) 「小分類829－他に分類されない教育、学習支援業」

④資格試験対策のための学校 「小分類829－他に分類されない教育、学習支援業」

⑤通信教育 「小分類821－社会教育」

2. 調査事項

(1) **事業所数** は、調査結果(令和2年6月1日現在)の母集団数である。

事業所のうち、「**単独事業所**」とは、他の場所に同一経営の本社、本店、支社、支店又は営業所などを持たない事業所。「**本社**」とは、他の場所に同一経営の支社、支店又は営業所などがあり、それらのすべてを統括している事業所。

「**支社**」とは、他の場所にある本社、本店の統括を受けている事業所。

なお、**該当事業所数**とは、当該項目に記載のあった事業所数をいい、事業所数の内数である。調査事項によっては複数の項目に記載している事業所が存在しているため、事業所数を「**該当事業所数**」で表記している。

(2) **経営組織別** は、法律の規定により法人格を認められて事業を営むものうち、株式会社、有限会社、合資会社、合名会社及び合同会社は「**会社**」、前記以外のは「**会社以外の法人・団体**」(外国に本社、本店がある外国の会社を含む。)である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)

(3) **資本金額(又は出資金額)** は、令和2年6月1日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。

(4) **フランチャイズ** は、フランチャイズチェーンへの加盟の有無。

(5) **従業者数** は、令和2年6月1日現在の数値。

①**従業者数**とは、事業所に所属している人で、当該業務(外国語会話教授業務、教養・技能教授業務(外国語会話教授業務を除く)をいう。)以外の業務の従業者及び、他の会社(企業)など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人(送出者)を含み、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所から来て働いている人(受入者)を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

ア「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」、「**有給役員**」、「**常用雇用者**」、「**臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)**」

a「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」のうち、**個人業主(個人経営の事業主)**とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの事業所の業務に従事している人。**無給の家族従業者**とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人。

b「**有給役員**」とは、経営組織が「**会社**」、「**会社以外の法人・団体**」の役員(常勤、非常勤を問わない)で、報酬や給与の支払いを受けている人。

c **常用雇用者**とは、「一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人」で「令和2年6月1日現在も雇用されている人」をいい、「**正社員・正職員**としている人」、「**正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)**」に区分される。

・「**正社員・正職員としている人**」とは、「**常用雇用者**」のうち、「**正社員・正職員**」として処遇している人。一般的には、雇用契約期間に定めがなく(定年制を含む)、1週間の所定労働時間で働いている人。

・「**正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)**」とは、「**正社員・正職員**としている人」以外で「**嘱託**」、「**パートタイマー**」、「**アルバイト**」又はそれに近い名称で呼ばれている人。(契約社員も含む。)

・「**就業時間換算雇用者数**」とは、「**正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)**」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数。

d「**臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)**」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は、日々雇用されている人。

イ「**総計のうち別経営の事業所に派遣している人**」とは、事業所の従業者(2.(5))のうち、他の会社など別経営の事業所に出向・派遣している人又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人。

②「**総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人**」とは、当該事業所に他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人。

(6) **事業従事者数** は、令和2年6月1日現在の数値。

① **事業従事者数**とは、事業所の従業者(2.(5))から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数の計。

② **主たる業務(外国語会話教授業務又は、教養・技能教授業務(外国語会話教授業務を除く))の事業従事者数**は、主たる業務に従事する、下記のような事業従事者数をいう。

ア **「管理・営業部門」**: 一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人。

イ **「講師・インストラクター」**: 講師、インストラクター。事務職を兼任している人、自社の本社や他の支店などから派遣されている講師・インストラクター、雇用関係は無いが他社や個人との契約に基づき従事している講師・インストラクターも含む。

ウ **「その他」**: 上記以外の業務に従事する人で、空調など施設の管理・運転に携わっている人や警備員など。

(7) **年間売上高** は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間又は、調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び主たる業務(「外国語会話教授業務又は、教養・技能教授業務(外国語会話教授業務を除く)」)の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高(事業収入額)に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない資産運用や資産売却による収入は含まない。

なお、当該年間売上高では、本社と支社(営業所)間又は支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格又は振替仕切額(提供価格又は振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を売上高としている。

(8) **主たる業務別** は、以下のとおり。

① **「外国語会話教授業務」**は、英会話教室(各種学校でないもの)、外国語教室(各種学校でないもの)などによる売上高。

② **「教養・技能教授業務(外国語会話教授業務を除く)」**は、「外国語会話教授業務」以外の教養・技能教授業務による売上高。

③ **「その他業務」**は、①又は②以外の業務(事業)の売上高で、「年間売上高計ー主たる業務(①又は②)の売上高」により算出した売上高。

(9) **収入区分別** は、以下のとおり。

① **「入会金収入」**とは、入会金による収入。

② **「会費収入」**とは、定期的に会員が支払う会費による収入。

③ **「受講料収入」**とは、講座を受講する際に支払われる受講料による収入。入会金、会費を除く。

④ **「施設利用料」**とは、施設を利用する際に支払う料金による収入。入会金、会費、受講料収入を除く。

⑤ **「教材料売上高」**とは、講座を受講する際に必要な教材料等による収入。

ただし、教材料が会費や受講料に含まれている場合は、会費や受講料に含める。

⑥ **「その他」**とは、上記以外の主たる業務に係わるすべての収入。

(10) **講座数、受講者数等**

① **「講座数」**は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までに開設した講座の種類の数(1年間に開いた講座・レッスンの総コマ数ではない)。〇〇講座(全5回)など一括募集する場合は、1講座とする。

例:

- ・ 外国語会話教室で、講座が第一期、第二期、第三期に分かれていても、連続して3期受講することがその講座の構成でありひとくくりで募集する場合は、1講座として数える。
- ・ カルチャーセンターなどで、同じ内容の講座を年複数回募集する場合は、1講座として数える。
- ・ 初級編、中級編、上級編と、それぞれ別に受講者を募集している場合は、3講座として数える。

- ・ 家庭教師などの場合では、受講科目の組合せが異なったり、授業頻度、授業計画が異なったりする場合は、それぞれ 1 講座として数える。例えば、2 科目選択コースで国語・英語選択と数学・理科選択がある場合や、週に 1 回、週に2回授業するものがある場合は、それぞれ1講座として数える。

②「**受講者数・利用者数**」は、令和元年 12 月 31 日現在の会員数又は受講者数。「**うち新規**」は、令和元年 12 月 31 日現在の在籍者数のうち、平成 31 年 1 月 1 日以降に加わった人の数。

③「**年間延べ受講者数・利用者数**」は、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までに行った講座を受講した受講者数・利用者数で、1講座ごとの受講者数・利用者数を全講座分合計したもの。

〈例〉全 4 講座の英会話教室の場合

- ・週 2 回ビジネスコース(ミーティングクラス) 1 年
受講者 5 人 : $5 \text{人} \times \text{週} 2 \text{回} \times \text{月} 4 \text{回} \times 12 \text{か月} = 480 \text{人}$
 - ・週 1 回ビジネスコース(プレゼンテーションクラス) 1 年
受講者 3 人 : $3 \text{人} \times \text{週} 1 \text{回} \times \text{月} 4 \text{回} \times 12 \text{か月} = 144 \text{人}$
 - ・週 2 回マンツーマンレッスンコース 6 か月
受講者 10 人 : $10 \text{人} \times \text{週} 2 \text{回} \times \text{月} 4 \text{回} \times 6 \text{か月} = 480 \text{人}$
 - ・週 1 回少人数レッスンコース 1 年
受講者 25 人 : $25 \text{人} \times \text{週} 1 \text{回} \times \text{月} 4 \text{回} \times 12 \text{か月} = 1200 \text{人}$
- 「年間延べ受講生数」 $= 480 + 144 + 480 + 1200 = 2304 \text{人}$

④「**年間延べ講座開設時間数**」は、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までに行った講座の総時間数。1 講座ごとの年間実施時間計を全講座分合計したもの。

〈例〉全 4 講座の英会話教室の場合

- ・週 2 回ビジネスコース(ミーティングクラス)
1 回 1 時間 \times 週 2 回 \times 月 4 回 \times 12 か月 $= 96 \text{時間}$
 - ・週 1 回ビジネスコース(プレゼンテーションクラス)
1 回 1 時間 \times 週 1 回 \times 月 4 回 \times 12 か月 $= 48 \text{時間}$
 - ・週 2 回マンツーマンレッスンコース
1 回 1 時間 \times 週 2 回 \times 月 4 回 \times 6 か月 $= 48 \text{時間}$
 - ・週 1 回少人数レッスンコース
1 回 3/4 時間(45 分) \times 週 1 回 \times 月 4 回 \times 12 か月 $= 36 \text{時間}$
- 「年間延べ講座開設時間数」 $= 96 + 48 + 48 + 36 = 228 \text{時間}$

(11) **受講料及び入会金等** は、

①「**講座の 1 時間あたり受講料**」は、標準的な受講料又は受講生数が最も多い講座の受講料。講座時間が 1 時間でない場合には、1 時間換算したもの。

②「**入会金**」は、入会金があるかないか、ある場合にはその金額。

③「**受講料の前受金の有無**」は、受講料収入がある事業所のうち、前受金(2 か月を超える金銭を収受すること)があるかないか。

(12) 「**教室・施設の床面積**」は、「自己所有」、「賃借」別の教室・施設の延べ床面積。